

住民基本台帳カードによる転出届の御案内

必ずお読みいただき、内容を御理解のうえ、届出をしてください。

※この届出は、住民基本台帳カードをお持ちの方及びお持ちの方を含む同一世帯の方が一緒に転出する場合に可能です。

※この届出では、転出証明書の交付はいたしませんので、住民基本台帳カードを転入時に提示してください。

※カードが紛失などで一時停止されている場合や、暗証番号を忘れた場合また、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）に接続していない市区町村に転入する場合は手続きできませんので御注意ください。

※異動日（引っ越し日）から14日を経過している場合は、住民基本台帳カードによる転出届はできませんので、窓口で通常の「転出届」を提出していただきます。

※国民健康保険や介護保険、国民年金、児童手当、税務の精算などに該当する方は、別に手続きが必要になる場合があります。

※郵送での手続きでは、あなたから郵送で届いた届出書を秦野市で処理してから住基ネットで送信しますので、ポストに投函してから数日かかります。この間に転入先で転入手続をしても受け付けができませんので、投函後すぐに転入手続を予定される場合は、転入手続の可能日について、秦野市戸籍住民課にお問い合わせいただくことをお勧めいたします。

●次のページに届出書の記載例と実際の届出用紙がありますので、プリントアウトして御利用ください。

●内容に不備がある場合は、お電話で内容を確認させていただきます。

●記入が終わりましたら、本人確認のための書類のコピー（住民基本台帳カードの写真付でかまいません。また、カード本体は絶対に同封しないでください。）を同封し、以下の宛先に郵送してください。

〒257-8501

神奈川県秦野市桜町1丁目3番2号

秦野市役所 戸籍住民課総合窓口班

お問い合わせは、電話0463-82-5127（直通）

住民基本台帳カードによる転出届

(宛先) 秦野市長

※住民基本台帳カードによる転出届を行う場合は、転入届時に住民基本台帳カードの提示が必要となります。

(転入届時に転出証明書の提出は不要となります。)

※届出年月日が転出年月日の翌日から起算して14日を超える場合は、届出できません。

太線の枠内に必要事項を御記入願います。

届出年月日	年 月 日	届出人	⑨
転出(予定)年月日	年 月 日	※連絡先	() -

新しい住所	アパート マンション等の名称			世帯主	
今までの住所	神奈川県秦野市 アパート マンション等の名称			世帯主	
	フリガナ 氏 名	生年月日※	性別※	住民票コード	
1		明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男・女		
2		明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男・女		
3		明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男・女		
4		明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男・女		
5		明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男・女		

住民票コードが分らない場合は、生年月日と性別を御記入願います。

【住民基本台帳カードによる転出届に関する注意事項】

※この届出を郵送される場合は、日中の連絡先を必ず御記入願います。

※国民健康保険、国民年金、介護保険、税務関係業務等の手続で別途窓口に来ていただく場合がございます。

※住民基本台帳カードが一時停止されている場合は、受付できません。

受付	入力	照合

